

「野村の証券取引約款（法人のお客様用）」の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

さて、早速ではございますが、サービス変更等に伴い、2026年4月27日より「野村の証券取引約款（法人のお客様用）」を改定いたしますのでご案内申し上げます。

(下線部変更)

新	旧
<p>第6章 株式累積投資約款 第2条（払込みの休止） (1) （省略） <u>(2) 3回連続して定期払込金が払込まれなかった場合、定期払込金の払込みが原則休止されます。</u> (3) 前各項によって休止した払込みは、当社の定める方法で当社に通知することにより、いつでも再開することができます。</p> <p>第7条（権利処理） (1) （省略） (2) 累投株の分割等で生ずる証券は、当社が受取った上、その権利に係る権利確定日におけるお客様の当該累投株の持分に応じて按分し、株式累積投資口座に繰入れます。</p> <p>(3)～(11) （省略）</p> <p>第8章 投信積立約款 第6条（解約事由） (1) 基本約款9条によるほか、投信積立指定銘柄が投信積立適格銘柄から除外されると、投信積立に係る契約は、その銘柄については解約されます。 <u>(2) 投信積立に係る契約は、3回連続して定期払込金が払込まれなかった場合（本章3条による休止がなされているときを除きます）は原則解約されます。</u></p> <p>2026年4月</p>	<p>第6章 株式累積投資約款 第2条（払込みの休止） (1) （省略） （新設） (2) 前項によって休止した払込みは、当社の定める方法で当社に通知することにより、いつでも再開することができます。</p> <p>第7条（権利処理） (1) （省略） (2) 累投株の分割等で生ずる証券（<u>その累投株と同種のものに限ります</u>）は、当社が受取った上、その権利に係る権利確定日におけるお客様の当該累投株の持分に応じて按分し、株式累積投資口座に繰入れます。</p> <p>(3)～(11) （省略）</p> <p>第8章 投信積立約款 第6条（解約事由） 基本約款9条によるほか、投信積立指定銘柄が投信積立適格銘柄から除外されると、投信積立に係る契約は、その銘柄については解約されます。 （新設）</p> <p>2025年11月</p>

以上